平成２４年（フ）第１１７８４号
東京都墨田区八広６丁目36―10―201　レオパレスコートヤヒロⅡ
債務者　高田　喜継
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７８８号
東京都大田区千鳥２丁目28―４―301
債務者　熊谷せつ子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７９２号
東京都北区志茂２丁目59―２―804
債務者　野崎美智子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７９６号
栃木県那須塩原市西新町117―964　エスペランスⅠ―202
債務者　山本　研治
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７９７号
東京都江戸川区平井３丁目12―14　カサ・ヴェージャ１Ａ
債務者　寺本　孝信
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８００号
埼玉県蕨市南町４丁目１―22
債務者　加藤　俊次
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８０６号
東京都墨田区押上１丁目31―６―203　スプリングハイツⅡ
債務者　中村　修二
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８０７号
東京都豊島区池袋４丁目36―３―201
債務者　杉浦　　啓
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８０８号
埼玉県北足立郡伊奈町学園２丁目96―１―212
債務者　鈴木　　竜
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８１８号
神奈川県厚木市関口115―１―1201
債務者　水洞　七郎
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８１９号
神奈川県厚木市関口115―１―1201
債務者　水洞　悦子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８３１号
東京都板橋区加賀２丁目７―１―1118
債務者　金本　　航
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８３３号
東京都港区白金６丁目８―６―202
債務者　鶴田　美和
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８３４号
東京都江東区大島２丁目19―２　イガラシ方
債務者　宇津野　忠
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８３６号
東京都渋谷区笹塚３丁目54―13―205
債務者　北沢　和美
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８３７号
東京都足立区東和１丁目14―21―301
債務者　大塚謙太郎
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部